

第15回教育委員会会議

1 日時 令和7年11月11日（火） 午後3時30分～午後5時25分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1共通会議室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
大竹 伸一	教育長職務代理者
赤木 登代	委員
長谷川 葵	委員
森 久佳	委員
古川 知子	委員
高井 俊一	教育次長
三村 浩也	西区担当教育次長
福山 英利	教育監
松田 淳至	総務部長
松浦 令	政策推進担当部長
上原 進	教務部長
中道 篤史	指導部長
石田 智子	市立中央図書館長
富山富士子	総合教育センター所長
橋本 洋祐	総務課長
有上 裕美	連絡調整担当課長
田中 大輔	教育DX推進担当課長
上田 慎一	教職員人事担当課長
坂本 健太	教職員給与・厚生担当課長
瀬脇 浩	初等・中学校教育担当課長
戸倉 信昭	市立中央図書館利用サービス担当課長

古閑龍太郎 学力向上支援・調査分析担当課長

中野 泰志 教育政策課長

中谷さおり 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に古川委員を指名

(3) 案件

議案第76号 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について

議案第77号 令和8年度小学生すくすくウォッチについて

議案第78号 「第5次大阪市子ども読書活動推進計画」(素案)について

協議題第18号 総合教育会議について

協議題第19号 「学校園の働き方ビジョン」等について

なお、議案第76号、協議題第18号及び第19号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第76号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案書の2ページをご覧ください。2名の臨床心理士委員を引き続き委嘱するものである。今回、引き続き委嘱する方は、臨床心理士の神澤 創様、同じく臨床心理士の千原雅代様である。委員の任期に関しては、6ページに参考に付けている「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則」第3条第1項で2年と定められているため、本日ご承認いただいたら、令和7年11月21日から令和9年11月20日と

いたしたく存じる。引き続き委嘱を行う理由としては、神澤氏及び千原氏は、この間、複数の本市のいじめ重大事態調査において、滞りなく調査を遂行いただいております、また両委員とも現在も調査中の事案にも携わっていただいていることから、引き続き委嘱を行うものである。なお、議案書の3ページに委員の一覧を記載しているので、ご参照いただきたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第77号「令和8年度小学生すくすくウォッチについて」を上程

中道指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案書2ページをご覧ください。小学生すくすくウォッチについて、これまでも、府内の全市町村が参加をしているもので、大阪府の状況を指標として、子どもたちの学力を客観的・経年的に把握することができ、子どもたちの最善の利益に資するものになると判断して、本市においても引き続き令和8年度小学生すくすくウォッチに参加することを提案させていただきたいと考えている。

「令和8年度小学生すくすくウォッチの概要」について、ご説明する。実施の時期は、令和8年4月22日(水)から4月30日(木)にかけて、学校の実情に応じて実施日を決定して行う。実施内容として、今年度は、6年生において「理科」がなかった。これは、全国学力・学習状況調査で3年に1度実施の「理科」があったためである。次年度、令和8年度は全国学力・学習状況調査では「理科」は実施されないため、すくすくウォッチで「理科」が実施される。

次に、3ページをご覧ください。シンクタンク統括室において分析した、今年度の結果についてご説明する。今年度の大阪市の結果概況をまとめている。結果の概況の表について、数値は、大阪府と大阪市の平均正答率と、大阪府平均を100とした標準化得点を示している。表の右太線四角囲みが、令和7年度の結果となる。第5学年の国語・算数・理科については、はじめて3教科とも大阪府平均を超えており、着実に改善傾向が見られている。なお、先程も述べたように、今年度全国調査で理科が実施されたことから第6学年で理科は実施されていない。

次に、4ページをご覧ください。児童アンケートの項目に着目し、特徴的な結果から「本市児童の強み」について分析した。上段にあるように、大阪府教育庁は、「悲しんで

いる人を見ると、なぐさめたくなる」や「人が頑張っているのを見たり聞いたりすると、応援したくなる」、「まわりに困っている人がいると、早く解決するといいなあとと思う」の質問項目を「共感する力」と定義している。この「共感する力」に関するいずれの質問について、最も肯定的に回答した本市児童の割合は、大阪府平均を上回っていたことから、「共感する力」が高いのが今年度の本市児童の強みであることがわかる。

次に5ページをご覧いただきたい。一方で、「本市児童の課題」としては、「学習のふり返し」に関する質問項目「その時間に学んだことについて、ふり返しをしている」で、最も肯定的に回答した本市児童の割合は、大阪府を下回っていた。また、教員アンケートにも着目すると、質問項目「児童に授業で学んだことのふり返しをさせていますか」について、最も肯定的に回答した本市教員の割合も、大阪府平均を下回っていた。学習のふり返しは、児童が自らの学びや活動を見つめなおし、次の学習への意欲をもつために重要であると考えられる。また、授業の中で、教員が、学習内容・活動に応じた「ふり返し」の場面を設定することで、児童が理解できた点や課題を明確にしたり、児童の表現を促したりすることが可能となる。引き続き「学習のふり返し」を通じて、児童が主体的に学習を調整できるように、教員の授業改善を支援してまいる。

続いて、11ページをご覧いただきたい。「調査結果の効果的な活用」として、学校へ提供される資料についてご説明する。結果を学校ごとにまとめた「学校票」については、全部で7つのシートに集約されており、分析された結果を各校で確認することが可能になっている。各校では、学校票を活用して、すくすくウォッチで明らかになった課題を把握し、2学期以降の取組に生かしていくことができる。では学校票で、どのようなことがわかるのか、「4. 児童アンケート」を例にご説明する。12ページをご覧いただきたい。児童アンケートの結果には、児童の回答の中で、肯定的回答率が高かった上位10問がピックアップされており、各校それぞれの学年の「強み」が把握できるようになっている。また、同一学年による令和6年度と令和7年度の自校の結果を比較したり、令和7年度の結果についても、大阪府と比較できたりもする。

次に13ページをご覧いただきたい。こちらは、児童一人一人に提供される個人票「ウォッチシート」である。左上のシートには、アンケートの回答や教科の解答状況から分析した児童一人一人に応じた強みやよさ、また、これからがんばっていくためのアドバイスが、A3サイズの用紙いっぱい文章で記載されている。児童が自己のよさに気づき、今後の学習や生活に自信を持てるようになっている。真ん中は各教科の結果についてのシートで

ある。児童本人が書いた解答用紙の画像が貼り付けられており、自分の書いた答えをふり返ることができる。また、1問ごとの解答内容に応じた子どもへの学習アドバイスが記載されている。右下のシートは、わくわく問題の結果からわかる、すべての学習活動で必要な力の様子がレーダーチャートで示されている。第6学年のシートでは、昨年度と比べ、どのように変わったか、成長を感じられるようになっている。

次に14ページをご覧ください。こちらは、第6学年にのみ提供される個人票「学力変化ウォッチシート」である。このシートは、第6学年が第5学年の時に実施したすくすくウォッチ（国語・算数・理科）の結果と、第6学年で受けた全国学力学習状況調査（国語・算数・理科）の結果を結び付け、標準化得点の折れ線グラフにして示したものとなっており、自身の学力の変化を把握することができるものとなっている。引き続き、学校へは、効果的な活用ができるように、活用方法等について周知してまいる。

最後に、2ページの「議案書」にお戻りいただきたい。下半分にある「参加する理由」として、先に述べさせていただいたとおり、小学生すくすくウォッチは本市児童の学力状況の実態把握等について、大阪府と比較分析できる唯一のものであることや、学校へ提供される「学校票」及び児童へ提供される「ウォッチシート」等調査結果資料の有用性を検討した結果、本調査に参加することは本市児童の最善の利益に資するものであると考える。現行の教育振興基本計画においては、「誰一人取り残さない学力の向上」を掲げ、学習の基盤となる資質・能力を育成してまいった。次期教育振興基本計画においても、引き続き、取組を進めてまいるとともに、経年的に調査・分析を実施したうえで、蓄積されたデータをもとに、児童一人一人の学習状況等を客観的に把握することにより、課題改善に向けた教育施策に役立ててまいりたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 説明をいただき、ありがとうございました。令和7年度の実績を大阪府と比較して向上していることが確認でき、努力が報われた状況となっていると感じます。質問ですが、3ページの**【別紙1】**の、令和7年度6年生における教科横断的な問題について、大阪市が75.1、大阪府も75.1と同じ数値であるにもかかわらず、標準化得点がなぜ99.8となっているのか、ご教示ください。私の計算に誤りがあるのでしょうか。

【中道指導部長】 この100に足りない0.2の範囲というものがあります。

【赤木委員】 そのようなことがあるのですね。

【中道指導部長】 小数で見ると75.1を少し超える数値になる場合があります。

【赤木委員】 承知しました。解決いたしました。共感する能力を調べることについては、現代社会で求められている能力の育成や子どもの感性を育むという観点で非常に有意義だと思います。「何パーセントわかりました」「大阪府と比較しました」ということですが、この結果を今後どのように指導につなげていくのかお伺いします。共感力は非常に重要な能力であり、担任の先生によって思いやりの心を育む狙いがあると思いますが、今後どのように伸ばしていくことになるのでしょうか。授業というよりも、或いは道徳の領域に入るのかとも感じますが、このデータを踏まえてどのように取り組んでいくのか、お示しください。

【中道指導部長】 共感する力をはじめとした、ここに記載のある各項目は、一見すると直接的に学力には結びつかないように見受けられますが、共感する力がベースとなり、学級運営や学級の雰囲気大きく影響を与えています。現在推進している協働学習やグループディスカッションなどを行う際にも、クラス内の安全性や安心感が担保されていることが、学力向上にも寄与すると考えております。これをいかに学力向上に結び付けていくかについては、今後検討を重ねていく必要があるものの、こうした資質が土台となり、児童が自分の意見を自信を持って発言する姿勢の醸成にもつながっていくと考えております。

【赤木委員】 それは各教員がこの点に配慮しつつ指導するという方針になるのでしょうか。明確な指導方針が示されない形に留まる、という理解でよろしいでしょうか。

【中道指導部長】 はい、その通りです。この結果をもとに一律に明確な指導方針を定めるのは難しい面がありますが、こうした傾向を学校や担任が把握することで、さらなる能力向上が図られ、結果的に学力向上にもつながっていくものと考えております。

【赤木委員】 今後も引き続き検討すべき課題であると思いますので、よろしく願いします。ありがとうございました。

【古川委員】 ありがとうございます。ご説明いただいたとおり、この結果を活用することが重要だと考えております。5ページに「学習のふり返りを通じて児童が主体的に学習を調整できるように、引き続き教員の授業改善を支援していきます」と記載されておりますが、改善がなかなか進まない学校も存在するのではないかと推察します。そのような学校への仕組としての支援について、どのようにお考えか、ご教示願います。

【中道指導部長】 教育委員会では、担当指導主事や教育センターのスクールアドバイザーも含め、授業力改善に向けて定期的に学校訪問を行い、授業に関する様々なアドバ

イスを提供しています。その中で、学習目標をはっきりと持たせることや、授業時間の振り返りを行う重要性についても積極的に推進しています。校内で行う授業研修などにおいても、これらの視点を常に意識し、今後とも継続して取り組んでまいります。

【古川委員】 校長先生や個々の教員への支援も含まれているということでしょうか。

【中道指導部長】 はい、その通りです。

【古川委員】 承知しました。ありがとうございます。

【大竹委員】 来年度の「すくすくウォッチ」への参加については、非常に意義深いと考えます。学校票やウォッチシートの結果については外部機関に委託して分析し、戻ってくるものと認識しています。返ってきた分析結果が学校で適切に活用されたか否かについても、改めてご検討いただきたいです。また、ウォッチシートでは強みや良い点が中心に記載されており、自己肯定感の向上に資する内容となっている点は評価しますが、弱みについても指摘すべき事項があります。担任の教員は、これだけに依存せず、自らの目で日常的に接している児童生徒をしっかりと観察することが重要です。「すくすくウォッチ」は全体を網羅するものではなく、参考資料として捉え、教員自身が日頃接している児童・生徒への感覚・感性を重視していただきたいという要望を申し上げます。

【中道指導部長】 ありがとうございます。ご指摘いただいた視点も適切に取り入れながら支援に取り組んでまいります。

【森委員】 これまでの議論とも関連いたしますが、指導主事をはじめとした支援の在り方が新たなフェーズに移行してきており、その役割等において現場教員が持つローデータ、すなわち感覚や感性を基にした情報と、科学的知見に基づくデータを融合して、状況に応じてどのように解釈すべきかを共に考えていく姿勢が求められていると思います。その際、先ほど赤木委員がご質問された「共感力」に関するデータ活用についてですが、「なぐさめたくなる」「応援したくなる」などの質問項目は、なぐさめることが必ずしも求められるわけではありません。このデータを見て当てはまる項目だけに注目してしまうと、「なぐさめなければならない」と受け止められる可能性があります。しかし、状況によっては「なぐさめたいが今はそっとしておこう」と判断する場面もあります。このようにデータの捉え方は視点によって異なりますので、一つの価値観を押し付けない関わり方が重要となります。また、振り返りの項目で大阪府との比較において当てはまる割合が低い場合、さらに子どもと教員の認識のズレがある場合にも、これは大阪府も大阪市も共通して

ズレがあるということになり、構造的な要因が含まれている可能性も考えられます。同じ取組をしていても、教員は「振り返りをしている」と認識している一方で、子どもは振り返りだと認識していない場合があるかもしれません。教師側が振り返りを行っていないとは一概には言えず、実際には振り返りの質や、子どもが振り返りとして捉えていないだけで、一定の質が担保されている場合もあり得ます。見える箇所から見えない部分を探る手掛かりとして、先ほど大竹委員が指摘されたように、教員自らが日々接している児童・生徒に対する感覚や感性を基にしたデータも、場合によっては有意義になると感じます。

【中道指導部長】 ありがとうございます。

【多田教育長】 ありがとうございます。この取組について、大阪府が開始する時点で相当な議論がありました。皆様から多くのご指摘やご意見を頂いているように、学校単位、或いは児童一人ひとりに対しても、データに基づき明確な分析結果が示されるため、そのデータの見方についても、森委員からさまざまな視点でのご意見を頂戴しました。今後は学校にしっかりと返し、児童への指導に活かす取組を進めてまいりたいと考えています。本日頂いた多くのご意見をふまえ、今後の事業推進に活かしてまいりたいと存じます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第78号「第5次大阪市子ども読書活動推進計画について」を上程。

石田市立中央図書館長からの説明要旨は次のとおりである。

資料は、「概要版」と「素案」本文、「スケジュール」の3つである。「大阪市子ども読書活動推進計画」の改訂については、8月20日の第10回教育委員会会議で第5次計画の骨子案、スケジュール等をお示しし、ご意見を頂戴した。その後、策定委員会で文案を作成し、このほど、パブリック・コメントを行うための「素案」ができたので、ご意見をいただければと考えている。どうぞよろしく願います。

まず、議案書2ページの「概要版」に沿って、第5次計画のあらましとポイントを改めてご説明する。「概要版」の上半分は、基本方針、3つの観点、目標、計画期間である。前回8月にお示しした内容から変更点はない。下半分の左側は、まず「『子ども読書活動推進計画』とは」として、この計画の法的根拠とこれまでの策定経過をお示ししている。その下に、「第4次計画の成果と課題」として、第4次計画の概括を記している。こちらも8月にお示しした内容である。指標として設定した「読書をしない子どもを減らす」と、「読書

が好きな子どもを増やす」については、いずれも目標値には届いていない。一方で、子どもの読書環境の整備に向けた取組は、一定の実績を収めている。しかし、それらの取組が目標値には反映されていないことについて、ホームページアクセス数の伸び悩みにも表れているように、広報啓発や周知活動を改善する必要があると考えている。「概要版」下半分の右側には、「第5次計画のポイント」を記している。こちら8月にお示ししたもので、現行の第4次計画を踏襲する形で組み立てている。特に、観点2「子どもの読書活動に関する普及・啓発」にお示ししたとおり、参考となる取組事例を共有するなど、広報・周知面で工夫を行いながら、大人への理解促進、普及啓発を大事にして取り組んでまいりたいと考えている。

3ページから29ページ・資料2「第5次大阪市子ども読書活動推進計画」(素案)、3ページからは素案の本文である。4ページの目次にあるとおり、「第1章 基本的な考え方」と、「第2章 具体的な取組」の大きく2つの章立てとしている。「第1章 基本的な考え方」で、理念および現状と課題をお示しし、「第2章 具体的な取組」では、3つの観点ごとに具体的な取組をお示ししている。第1章は、バックデータをグラフで表すなど、子どもの読書活動をめぐる状況をわかりやすく表現するように心がけた。これはほぼ完成に近い形である。第2章は、3つの観点ごとに具体的な取組をお示ししている。こちらは素案、パブリック・コメントの段階では文章のみになっているが、今後成案に向けて、それぞれの取組の先進的な事例を写真も交えながら紹介するなど、読みやすさ、わかりやすさに配慮して作り上げていきたいと考えている。現行の第4次計画は、本文とは別に「資料編」として、いくつか事例紹介を掲載しているが、該当の取組とセットで事例紹介がある方がよりイメージしやすいと考え、第5次計画では本文中に事例を入れ込む構成に変更する予定である。素案の内容については、26ページと大部になるため、この場では、いくつか特徴的な点をご紹介させていただく。まず、7、8ページの「読書のとらえ方」の項目では読書を狭くとらえないよう、幅広くとらえるように、「紙媒体か電子か、活字の本か漫画か絵本かなどにとらわれないことなく、読みたいと思える本が身近にあれば子どもは本を読むようになる、という視点に立って、子ども読書推進に取り組むことが大切」と記している。ここで具体的に書いてはいないが、「電子」の中には、8月にご指摘のあった、オーディオブックなども視野に入れている。また、その下、8ページ下部に記載のとおり、国の第5次計画では新たに「子どもの視点に立った読書活動の推進」が掲げられている。本市計画においても、子どもの声を聴くことを具体的な取組として、新たに位置付けている。さら

に、児童生徒の学力の状況や、生活の状況を一番的確に把握しているのは各学校である。全市一律ではなく、各校の実情に合わせて、最適な読書活動の展開を促すことが重要であると考えている。22ページ「エ 各校の実情に合わせた読書活動の展開」では、学校ごとに計画を立てて読書活動を進めることを新たな取組として位置付けている。また、各校での計画立案の参考になるよう、多様な事例紹介に努めてまいりたいと考えている。たとえば「ウ 読書に親しむ児童生徒の育成」の〈具体的な取組〉で、「読書への動機づけになる取組事例の共有」と記載しているが、成案とする際にはここに取組の具体事例を写真も添えて紹介する予定である。

30ページ・資料3：第5次大阪市子ども読書活動推進計画策定スケジュール、最後に今後のスケジュールについて、30ページ資料3をご覧ください。下から2行目、教育委員会会議の行、「11/11素案議決」が、本日のこの会議である。本日も承認をいただいたら、予定では11月26日(水)から1か月間、パブリック・コメントを実施する予定である。その後、その結果を踏まえた成案を作成して、年度内に成案確定のためのご審議をいただく予定としている。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 ご説明ありがとうございました。6ページに、子どもによる読書離れについて、読書をしない原因が複数挙げられております。「読書する時間がない」「読みたいと思う本がない」「本を読むのが面倒」などが主な要因とされていますが、現在、スマートフォンやタブレットが普及することで動画の視聴やSNSの利用が増え、読書に充てる時間が減少している現状があります。また、本を読むこと自体が面倒である、あるいは負担に感じる点が大いのではないかと思います。資料にも述べられておりますが、漫画については低学年で学習漫画などがあることから、一概に排除するのは適切でないと考えます。例えば、歴史分野において、ひとりでギリシャ神話や聖書について本格的に読むのは困難ですが、旧約聖書などであれば漫画形式の方が理解しやすく、非常に有用です。その後、大人になって原本を読んだ経験もあり、漫画でも文章量や読み応えのあるものが多く存在しています。したがって、優れた学習漫画も多いので、排除はすべきではないと思います。また、これまでも意見申しましたが、一定程度の強制がない限り、読書習慣は定着しにくい部分があります。学校において朝の読書などを進めることも有意義です。22ページにある施策の方向として、具体的取組「朝の読書」「ビブリオバトル」など、「読書への動機

づけになる取組事例の共有」が挙げられておりますが、過度に強要すると、多くの児童が抵抗感を持っていた夏休みの課題である読書感想文のように、読書が楽しいものだと感じられなくなってしまいます。以前も申しましたが、英語の多読・多聴授業では、感想をひと言コメントとして英語で記載させたり、面白い表現を1文か2文抜き出す方法を取り入れています。面白くないと感じた場合には、すぐにやめてよい、という指導も行っています。子どもの読書活動においても、これは面白いから読む、というように子どもにも好みがあるため、なるべく強制せず読書の時間を設け、子どもが好きなもの、漫画でも構いませんので、そこから読書を始めるなどハードルを下げる工夫を考えていただきたいと思えます。感想文の作成は非常に負担が大きいので、まずは読書を楽しむことから取り組んでいただきたい、というのが私の意見です。

【石田市立中央図書館長】 ありがとうございます。ご指摘のとおり、各学校の実情に合わせて展開することが重要と考えております。具体的な取組の一例として様々な方法を紹介してまいります。また、読書を楽しむという観点につきましては十分承知しておりますので、ご意見を踏まえて取組を進めてまいります。

【古川委員】 図鑑や絵本などが広がると良いと思います。海外視察での経験ですが、ある小学校ではペンギンが探究学習のテーマとなっており、教室や学校の図書館には図鑑や絵本、さらにより深く知りたい児童のために専門的な本も手に取れる環境が整備されていました。また、等身大のペンギンの張りぼてが飾られるなど、学校全体がペンギンをテーマとして楽しい雰囲気が醸成されていました。たしか20ページ付近だったと思いますが、学校を中心としたこうした事例があると良いですね。賛否はあるかもしれませんが、くつろいで本を読むことができる環境を図書室に整えている事例もあると思いますので、大変かと存じますが、幅広く楽しめる雰囲気作りを事例として盛り込んでいただけると有難いです。

【石田市立中央図書館長】 ご意見ありがとうございます。事例を検討する際、ご指摘内容を参考にさせていただきたいと思えます。

【長谷川委員】 前回も話題になったかと思いますが、小学校高学年から中学校にかけてのティーンズ層では読書離れが進んでいるように感じております。14ページ、通して17ページの、ティーンズ層関連の具体的な取組は、催しの継続などこれまで通りの内容となっておりますが、普及活動にもティーンズ層向けの取組が重なって記載されている印象です。読書離れを改善するためにも、新たな取組案をご検討いただきたいと思います。特

に私自身、中央図書館のウェブサイトはよく利用していますが、ティーンズコーナーがあることに気づいていませんでした。また、「りんご通信」という定期的におすすめ本を紹介する情報もあり、子どもがこれを知ればもっと図書館を利用するのではないかと感じます。情報を知らないのは非常にもったいないですので、図書館を利用しない子どもにも届けられる方法を工夫していただきたいです。さらに、前回も申し上げた通り、電子書籍についてはもっと子どもや読書好きでない人が手に取りやすい本が充実すると良いと思います。今回改めて確認しましたが、小説は森鷗外など難しそうな作品しかなく、電子書籍の検索も目的を持って探さないと見つからない仕様ですので、お薦め本が表示される機能なども充実させていただきたいです。具体的な点まで踏み込んでしまい恐縮ですが、ウェブサイトを訪れた際に、誰もが気軽に本を手にとれる仕組み作りをよろしくお願いいたします。

【石田市立中央図書館長】 ありがとうございます。ティーンズ向けページをご覧ください。いただき重ねて感謝申し上げます。広報や周知を徹底することは、重要な課題と認識しております。電子書籍に関しても、現在ご提供している電子書籍サービスは学術書が中心で児童に馴染みにくい傾向があります。今後は、子どもがより手に取りやすく、読書に興味を持つ入り口になるようなコンテンツ提供を意識し、読書活動の推進に努めてまいります。

【多田教育長】 皆様から多数のご意見をいただきましたので、パブリック・コメントを実施した上で、年度内にしっかり議論と検討を進めていく方針です。よろしくお願いいたします。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第18号「総合教育会議について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

2 ページをご覧ください。当日のレジュメである。当日の議題は3つとなる。議題1として「次期『大阪市教育振興基本計画』について」、議題2として「次期『大阪市学校教育ICTビジョン』について」、議題3として『教職の魅力向上方針』及び『学校園の働き方ビジョン』等について」である。

3 ページをご覧ください。当日の流れを記載している。議題1にある西村事務局顧問からのご意見に関して、西村事務局顧問が説明される資料については、22ページから51ページにあるので、改めてご参照いただきたい。総合教育会議では、それぞれの議題の協

議のところ委員の皆様からご意見をいただければと存じる。

つづいて、議題1「次期『大阪市教育振興計画』」について説明する。始めに議題1として「次期『大阪市教育振興基本計画』について」をご説明申しあげる。次のページをご覧ください。ページ数は右下の通し番号で申し上げる。こちらは議題1の目次である。

「教育振興基本計画改訂（案）について」と「教育振興基本計画改訂（案）に掲げる予定の施策のうち、特に方向性の確認が必要な事項について」の大きく2つとなる。5ページをご覧ください。改訂（案）の概略である。6ページは、「基本理念」と「最重要目標」、7ページには、「9つの基本的な方向」をお示している。8ページから10ページは「施策の体系」となる。11ページから13ページは改訂（案）の概要を最重要目標ごとにまとめている。

14ページをご覧ください。ここからは「教育振興基本計画改訂（案）に掲げる予定の施策のうち、特に方向性の確認が必要な事項について」の資料となる。はじめに、「不登校への対応」についてである。不登校の現状として、上のグラフで不登校児童生徒の在籍比率、下のグラフで不登校の改善率を示している。不登校児童生徒の在籍比率は小中学校ともに全国と同様に本市も増加していたが、令和6年度の中学校では令和5年度より減少した。また、不登校児童生徒の改善率は、小中学校ともに前年度を上回る結果となっている。また、令和5年3月には文部科学省から、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを旨とした「COCOLOプラン」が示された。

次の15ページをご覧ください。こちらは本市の不登校対応についてまとめたものである。一次として未然防止、二次として早期発見・早期対応、三次として個に応じた支援に区分し、三次の「個に応じた支援」では、令和2年度から順次、教育支援センターを3か所に設置し、令和6年度には学びの多様化学校「心和中学校」を開校した。また、二次の「早期発見・早期対応」では、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）のモデル設置や、「登校支援室なごみ」の開設など、多様な支援の仕組みを整備している。令和8年度に向けて、校内教育支援センターの拡充や、外出が困難な児童生徒を対象としたメタバースを活用した支援について検討を進めている。

16ページをご覧ください。校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の効果検証を記載している。令和6・7年度に小学校12校、中学校12校、あわせて24校にモデル設置を行い、支援員を配置するとともに、環境整備を支援してまいった。その結果、

不登校児童生徒在籍比率では、小学校でモデル校以外に比べ0.37ポイント改善幅が大きく、中学校では約5.8倍の効果があつた。また、不登校児童生徒の改善率では、小学校で約11.8倍、中学校で約12.7倍と効果が確認されている。また、モデル校へのアンケートからは、教職員や保護者との連携が強化され、学校全体の支援体制にも良い変化が見られました。こうした成果を踏まえ、令和8年度以降の在り方について、支援員の配置（や備品整備）などを含めた拡充の方向で、検討を進めているところである。

17ページは、メタバースの活用の検討について、仮想空間でアバターを通じて交流や学びができるデジタル空間であるメタバースを活用することで、外出が困難で、学校や社会とのつながりを持つことが難しい児童生徒が、学びや社会的なつながりを持つことで、孤立感の解消や学習意欲の回復を図ってまいる。支援内容は、学習支援、相談支援、交流活動の実施による社会的自立に向けた支援の3点である。今後は、校内教育支援センターやメタバースを加えた多様な学びの環境を構築し、「誰一人取り残されない学びの保障」の実現をめざしてまいる。

18ページをご覧ください。ここからは、学力向上事業の再構築についてご説明する。この資料は、7月の第1回総合教育会議においての資料であるが、「教員の授業力向上」と「児童生徒への個別支援の充実」を視点に学力向上事業の再構築を行っていくという方向性についてご確認いただいたところである。19ページをご覧ください。一つ目の視点の「教員の授業力向上」について「ティーチングエンパワーメント」として、これまで成果が見られ、また、学校現場からの要望もあるスクールアドバイザーによる学校訪問を通じた実践的な直接指導を中心にして、引き続き全小中学校等を対象に教員の授業力向上を支援して参る。また、教育ブロック担当指導主事が学校の状況やニーズを細かく把握し、教員の授業力向上に向けた校長のマネジメント力向上への支援も行う。さらに、ボリュームゾーンへの支援を視野に「質の高い探究的な学び」を推進するための拠点校を設置し、カリキュラム開発を行うなどの取組を通じて教員の授業力向上を支援して参る。20ページをご覧ください。二つ目の視点の「児童生徒への個別支援の充実」として再構築する「ブロック化による学校支援事業」についてであるが、本施策では、各教育ブロック担当部長のマネジメントのもと、これまで行ってきた各学校の実情や課題に応じたきめ細かな支援については、引き続き実施し、さらに、重点的に支援を要する学校を90校から拡充することを検討し、学力の伸び悩む児童生徒への個別支援を充実して参る。具体的には、成果が見られたつまずきやすい小学校2・3年生と中学校1年生の国語・算数・数学の授業

中に「国算（数）学びサポーター」を配置し、重点的に学習支援を行ってまいらる。21ページをご覧ください。「児童生徒への個別支援の充実」の視点で再構築するもう一つの「大阪市非認知能力調査モデルの検討」についてである。「非認知能力」は、OECDでは「社会情緒的スキル」と呼ばれており、現行の学習指導要領でも、知識・技能、思考力等の「認知能力」と、学びに向かう力等の「非認知能力」を学校教育の中でバランスよく育成することが求められている。ICT技術の発展に伴い、非認知能力を測定できるツールが開発され、教員の経験を問わず、かつ負担も少なく、児童生徒を複合的・多面的に把握することが可能となってきている。客観的に「非認知能力」を測定することで、教員同士が共通のエビデンスに基づいて、より複合的・多面的に児童生徒の状況を把握でき、児童生徒への個別最適な学びの推進に向けた支援ができるようになると考えている。本市では、「非認知能力」を「学びの土台となる力」と捉え、「目標に向かいねばり強く取り組む力」や「いろいろな人たちと、互いに理解し合いともに協力する力」や「自分の気持ちを整理しコントロールする力」など、児童生徒にとって望ましい「非認知能力」の適切な測定の方法、及び効果的な「非認知能力」の育成の在り方等について実践研究に取り組むことで、さらなる学力向上を図って参りたいと考えている。

なお、本日お示しした資料は総合教育会議の資料であり、公表資料となることから予算要求の協議中の内容もあるので、事前説明でお示しした内容より数値や表現を対外的にお示しできる内容に一部変更しているが、方向性に変更はない。

つづいて、議題2「次期『大阪市学校教育ICTビジョン』」について、説明する。

学校教育ICTビジョンについては、10月24日の教育委員会会議においてご協議いただいた学校教育ICTビジョンについてご協議いただくものである。

資料は52ページから88ページになるが、内容については、先日の教育委員会会議から修正はない。事務局からご説明した後、佐藤特別顧問と小学校・中学校の現場校長のご意見をいただいた上で、皆様にご協議いただく予定としている。

総合教育会議の開催及び議題1及び議題2についての説明は以上となる。議題3については、後ほどご説明する。まず、議題1及び議題2について、ご協議のほどよろしく願う。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 当日予定されております案件の1つ目である教育振興基本計画と、2つ目のICTビジョンについてのご説明でした。まずは、ここまでの内容についてご意見を賜りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【赤木委員】 丁寧にご説明いただき、ありがとうございました。資料①の15ページの不登校に関する部分ですが、これまで教育委員として不登校への対応については様々なご説明をいただいております。15ページの、特に三次の「個に応じた支援」に関しまして、実際に学校を訪問し、お話をお伺いする中で、必ず不登校について話題になります。しかし、その原因については、多様な要因があると聞いており、個別の原因について直接伺ったことはありませんが、やはり原因ごとに対応を変える必要がある点が重要だと感じています。メタバースの活用が挙げられていますが、例えば、いじめや人間関係に起因し、学力や学習意欲を有している子どもには有効と思われる一方、学習についていけない児童生徒が突然メタバースを活用する場合の効果については疑問もあります。また、メタバースは画期的な手法として活用すべきですが、万能ではなく、留意が必要だと考えます。したがって、原因ごとに「この児童生徒にはこういった対応が適切である」という説明が加わると、より分かりやすくなるかと思ひます。教育支援センターや学校、また家庭訪問による早期発見等により様々な対応をいただいておりますが、「個に応じた支援」に関して、もう少し詳しい内容を知りたいです。今後でも構いませんので、具体的な事例や主な対応方法をご教示いただきたいと思います。

【中道指導部長】 ありがとうございます。まず、ご質問のありました不登校の原因についてですが、要因は、本当に様々に絡み合っていることが多いです。文部科学省が毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果によりますと、不登校児童生徒について主に把握されている事実としては、「学校生活に対する意欲がわからない等の相談があった」、或いは「生活リズムの不調に関する相談があった」、「不安や抑うつに関する相談があった」などが上位となっています。大阪市でも独自調査を行っていますが、ほぼ同様の結果です。こうした状況を受けて、個別の事由やケースごとにどのような対応が可能かを含めて、例えば総合教育センターの研究校・実践校で、不登校の未然防止や解決に向けた研究を大学等や学校との連携により進めています。その中から、方向性が見出せるような取組も現在進めているところです。

【赤木委員】 ありがとうございます。最近、児童生徒を無理に登校させるのではなく、学習機会を保障する方向に転換されていると思ひますが、やはり小中学校での学

びがない場合、その後の職業訓練や、或いは更なる学びへの繋がりが難しくなるため、何とかして対応いただきたいと考えております。個々への支援の重要性を引き続き訴えていくとともに、今後も推進していただきたいと思っております。

【大竹委員】 資料データの14ページの不登校についてですが、今見て気付きましたが、小学校の場合の在籍比率が2.05パーセントなどとなっていて、中学校になると9.55パーセントなどの数字となっています。人数も倍になっていますが、分母が違うということでしょうか。小学校の児童が全員中学校へ進学するわけではなく、私立へ進学する児童もいるため、このような数値になるのでしょうか。これまで意識していなかったのですが、説明をお願いします。

【中道指導部長】 ご指摘のとおり、分母が変わることもございますし、中学校に入学することで一定の改善がみられるケースもあるかと考えます。

【大竹委員】 改善について、例えば令和6年で見ると、小学校が2,294人で在籍比率が2.05パーセント、中学校は4,893人で、人数が倍になります。分母が変わらない場合、小学校の児童が全員中学校へ進学すると仮定するならば4.1パーセントほどになりますが、9.55パーセントというのは差があります。今まで気付きませんでした。

【多田教育長】 詳しく確認する必要がありますが、小学校は1年生から6年生、中学校は3学年ですので、児童数・生徒数の母数はおよそ半分になるかと思っております。

【大竹委員】 そういうことですね。

【多田教育長】 不登校となっている児童生徒の実数が2,000人から4,000人に増加し、分母が半分となります。

【大竹委員】 分母は3学年になるため半分となり、その結果割合が4倍となるということですか。

【多田教育長】 そのように捉えられます。

【大竹委員】 分母が減るのは3学年だからですね。

【多田教育長】 はい。しかしながら、傾向として中学校では成長期でもあり、様々な要因により厳しい状況と受け止めております。

【大竹委員】 また、中学校の不登校改善率について、令和5年度は30.9パーセント令和6年度は36.1パーセントといった数値が示されており、改善されていますが、不登校在籍比率は令和6年度で低下するなどの傾向があり、改善率と不登校率・在籍比率の関係はどういったものなのでしょうか。

【中道指導部長】 資料14ページにも記載しておりますが、改善率とは前年度不登校だった児童生徒が解消された、或いは下段の1から3に該当するなど何らかの繋がりができた場合の改善を意味します。学校への登校が可能となったかどうかはまた別の話となります。

【大竹委員】 これは基準が異なるということですか。

【中道指導部長】 そうということです。

【大竹委員】 不登校と児童生徒の在籍に関する基準ですね。了解しました。

【古川委員】 今のお話で15ページの資料一覧には全体の取組が網羅されていると思います。子どもたち一人ひとりに合う施策が展開されており、最善の方法を模索されている点、非常に良いことだと感じます。教員が、自分はどこを頑張るべきか、この児童生徒にはどの手法が効果的かを判断するには、教員の専門性向上が重要かつ、一次の予防的対応、二次でのスクールカウンセラーやソーシャルワーカーとの連携なども必要なスキルであり、いろいろな取組を通して経験を重ねることが重要です。若手教員もそうしたことを意識していると聞いており、校内やセンターでの不登校対応に関する研修会の実施など、取組が教員の資質向上に繋がるようにされることを期待いたします。よろしく申し上げます。

【中道指導部長】 ありがとうございます。

【長谷川委員】 不登校についてですが、文部科学省は、不登校によって学びにアクセスできない児童生徒への対応に重点を置いていると思います。しかし、学習面だけでなく、社会との繋がりと友人とのコミュニケーションも学校の重要な役割ですので、17ページに大阪市の方針として記載されているメタバースの活用による他者・社会との繋がりの回復、保持を重視していただきたいです。そのためには、メタバース空間にも現在の学級運営のような積極的介入や見守りが必要と考えますので、これらを踏まえ適切に運営いただきたいと思います。加えて、三次の「個に応じた支援」に関して、メタバース等を活用することで社会との繋がりが強まる児童生徒については、スクールソーシャルワーカーや、学校以外の福祉支援等も必要になることが想定されます。分野横断的な問題解決の観点から、体制整備を進めていただけますようお願いいたします。

【中道指導部長】 ありがとうございます。

【森委員】 不登校についてですが、丁寧に方針を提示されていることに大きな意義があると感じます。総合的な話になってしまいますが、不登校はかつて「登校拒否」と呼

ばれ病理的な側面で扱われていました。そして社会的認知が変化し、心理的な課題として中立的な用語に変化してきました。今は、長谷川委員もご指摘していましたが、社会との繋がりや進路の保障が重要課題となっていて、不登校を選択したことにより不利な状況に追い込まれる側面が構造的課題として顕在化しています。本計画は、不登校対象に限定するのではなく、一次対応で全児童生徒を視野に入れた上で、「個に応じた支援」の必要性が反映されていると考えます。つまり、不登校だけに特化するのではなく、様々な状況に応じた対応を実施し、従来不利な状況に置かれがちな不登校児童生徒の進路保障も見据え、明確に方向性を打ち出すことで、プランの存在意義が際立つのではないかと感じております。ぜひ推進いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【多田教育長】 それでは、1点目・2点目につきましては、本日の内容に基づき進めさせていただきます。よろしくお願いたします。

つづいて、議題3『教職の魅力向上方針』について」を説明。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

資料89ページをご覧ください。「教職の魅力向上方針」及び「学校園の働き方ビジョン」等の策定における内容については、9月26日の教育委員会会議の協議題でご説明させていただきました。次回の総合教育会議においても、基本的には同じ内容となるが、市長をはじめ関係者でご議論をいただくため、議題として取り扱いをさせていただきたい。

当日の資料では、90ページが目次、91、92ページに本市における課題について記載している。91ページが1番大きな人材確保に関する課題ということで、教員の採用状況の推移をあげている。受験者数の推移、令和4年度以降5年連続減少しているということと、小学校については、受験倍率が2.6倍、2.9倍と一定あったものが直近に至っては1.5倍まで落ちてきているという状況である。こういった資料をあげていて、右半分には教員採用テストの受験者に対してアンケートを取っているので受験者の声を一定整理したものをあげている。92ページには教員の欠員状況ということで、この間本務教員も採用倍率が落ちているが、講師の確保も非常に厳しい。特別専科教諭という制度を令和6年度から導入して産休、育休が安心して取れるという施策を展開していてやや改善傾向にはあるが、講師登録者数自体が非常に厳しいというような状況であるとか、離職率ということでこの課題については従来あまりあげていなかったがここ数年離職率が上がっている傾向である。一つの物差しとして対比をして新規採用者数をあげているが、概ね600名の採用に対して定年退

職を除く退職者が1年間で270名というような非常に高い水準になっており、学校の組織にとって非常に危機的状況にあるということをあげている。こういった課題をあげており、教員に対する働き方の満足度のアンケートの結果等も課題ということであげている。給与条件から勤務条件、やりがい、風通しのよい職場環境、こういったものを課題状況としてあげている。これらの課題を踏まえ、93ページに今後の方針を記載している。教職の魅力向上に中長期的にしっかりと取り組んでいくことを記載し、新たに策定する方針等として3点、記載している。

まず最上位の方針として教職の魅力向上方針、これに基づいて中長期的な「学校園の働き方ビジョン」があり、その下に今回初めて説明させていただく「学校園における働き方改革アクションプラン」、こういう三層構造で方針を立てて取り組んでいこうとしている。次に94ページご覧いただきたい。離職率についてどういった層が退職しているのか、もう少し課題を深掘した資料を今回整理している。上のグラフの濃い部分が退職者で各年代にわたって出ているが、1番多いのは20代、30代だが、40代、50代、60代についても、一定数の退職者がずっと出ていてこれは大きな組織的課題だと考えている。下には退職の事由を、十分に音信が取れない方などもいて確認できない部分もあるが、270名の普通退職者の方にどういった理由で辞めるのか聞いていて、教職に合わないという方もいるが、本市以外の採用にいくという方も61名で一定数いるということで非常に課題認識している。右の四角囲みのところ、他市や私立に行かれる方が61名いるのに対して、逆に採用試験で本市に他都市から来られる方もいるが、年間で直近では小学校で10名、中学校10名の年間20名ということで、転出超過というような厳しい状況になっている。その下、本市における課題ということで、イメージ図を今回出している。1番上に校園の組織力の低下ということを書いているが、学校園で組織力が低くなるとやはりどうしてもいろいろな課題に対する対応や業務の負担も大きくなるので、離職率が増えるといったことがある。そうになると採用者数を増やさないといけないので、また新しい人を採って穴埋めをしないとけない。そういうことにもなって採用試験においても採用倍率が落ちてしまって採用する方の質の問題にも影響してくる。そういったことが授業力や個別の事案への対応力の低下ということでまた組織力の低下というような悪循環が一定存在しているのではないかと仮説を書いている。96ページ、そういった状況を踏まえて「教職の魅力向上方針」、こういった方針を立ててしっかりと「教職員の魅力を高めるとともに教職の採用から退職まで誰もが働きやすさと働きがいを実感しながら自己実現できる職場を目指します」という

ことで、今回（１）の３のところは従来からの取組だが、（２）の働きがいをもつための取組にも取り組んで総合的な取組としていくということであげている。この方針を受けた「学校園の働き方ビジョン」の概要説明とその次が「アクションプラン」の概要説明となっている。これは後程別の議題で詳しくご説明する。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 94ページの年代別の退職者数についてですが、下欄に20歳代が3.8パーセント、60～64歳が20.1パーセントと記載されています。一般企業においては、さまざまな企業のデータを詳細に調べたわけではありませんので、今後検討が必要ですが、5パーセントから10パーセント程度が平均的な退職率であると考えられます。特に20代では離職率が高く、1割を超えることも多々見受けられます。60代からは、ご自身のやりたいことを意図的に選択される方も多く、現在は65歳まで勤務できる環境ですが、体力的にも良好な時期に新しい道を選ばれる方がいる状況です。したがって、教員の退職状況が危機的かどうかの判断には、このような前提を踏まえる必要があります。一定の水準が存在するものと捉え、減少をめざすべきか、その点に力を注ぐべきか、さらに世の中全体の退職率も参考にする必要があると考えます。その上で、教員における精神疾患の割合が高いことにつきましても、同業種でも5割から7割高い傾向が認められており、安心して働ける環境づくりのためにも重点的に改善すべきであると考えます。個人的には、年代別や普通退職に対する施策へ注力すべきだと考えます。資料の整理は有効だと思いますが、実際の取組の方向性としてぜひ検討いただきたいと思います。加えて、現在多くの企業が人手不足で困難を抱えており、教職に限った課題ではありません。労働人口全体が減少している中、特定分野の人材確保だけが優先されることは難しく、この状況を是としつつ、質の向上策を検討する必要があると個人的には考えます。皆様のご意見もぜひお聞かせいただければ幸いです。

【上原教務部長】 ご指摘ありがとうございます。おっしゃる通り、退職率が多いのか少ないのかという基準については、現時点で十分にお示しできていない状況です。今後、より詳細な分析が必要であると考えております。民間企業と公立学校教員の離職率の比較については、現段階で明確なエビデンスは得られておりませんが、国の資料によると、公立学校教員の退職率は比較的低い傾向にあるようです。今後はその点に過度に注目することなく、幅広く状況を検討してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

【赤木委員】 退職に関して、94ページおよび95ページについてですが、先日、校長面接に携わった際に気付いたことがあります。校長職を志望される方の中には、民間企業で10年間勤務した後、教員として再就職し校長をめざしている方もおられました。新卒者にこだわらず、社会経験を有する人材を積極的に採用すべきと考えます。授業の進め方や指導方法は新たに習得していただく必要がありますが、社会経験は教育現場で大いに役立つものです。私が勤務する大学でも、教員養成課程修了後、民間企業や或いは公務員として就職する学生が少なくありません。教員免許を保持しているため、子どもが好きな方には再び教職に戻っていただきたいですし、中途採用も積極的に検討すべきです。最近話題となっていた保育園でのスポットバイトについても、例えば教員免許保持者が前提になりますが、人的リソース確保のため一定期間のみ勤務いただくなど、多様なキャリアを持つ方の採用も検討すべきだと考えます。新卒者の離職理由や社会経験者の受け入れなど、多様な背景を持つ人材の採用をめざすべきだと思います。

【上田教職員人事担当課長】 ご指摘ありがとうございます。教員採用試験については、59歳まで受験が可能となっております。制度設計の面でも、教諭経験者や講師経験者、社会人経験者への特例など、社会経験を有する方でも受験しやすい仕組みとしております。現状、講師登録者には会社員の方も多く、例えば地下鉄のポスター等で興味を持ち登録される方が増えております。特に50歳前後の方は、教員採用が制限されていた時期の世代で、教員志望であったものの企業へ転職した方が、再び教育現場で働きたいという希望を持って問合せをされています。最近では、教員採用に関心を持つ方々へ向けた「教採スクエア」も実施し、社会人の方々が積極的に参加されています。また、12月にはペーパーティーチャーを対象とした学校見学会も開催し、より多様な人材確保に取り組んでおります。今後とも新卒者とともに社会経験を持つ方の採用を強化し、多様な人材確保へ努めてまいります。引き続きよろしくお願い申し上げます。

【赤木委員】 ご回答ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

【長谷川委員】 すみません。今の赤木委員のご提案されたスポットバイトについてですが、保護者の立場からすると安全面に不安がございます。教職免許の有無と不祥事との関連は必ずしも明確ではなく、継続的な教員という身分によって抑制効果が働いている側面もあるため、慎重なご対応をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【森委員】 臨時免許状や特別免許状の発行および採用状況について確認したいのですが、統計データなどはございますか。

【上田教職員人事担当課長】 特別免許状についてですが、採用試験ではスペシャリスト選考として修士修了者等を対象に実施し、合格者には特別免許状を交付しております。

【森委員】 大阪市単独で発行される特別免許状の効力はどのようなものでしょうか。

【坂本教職員給与・厚生担当課長】 特別免許状は都道府県教育委員会が授与する免許状で現在は免許状に更新期限はありません。また、授与した都道府県内においてのみ有効です。

【森委員】 臨時免許状の有効期間は3年でしたよね。国では廃止する方向と聞いていますが、本市での保有状況など、関連するデータはございますか。

【上田教職員人事担当課長】 現在、具体的な数値は手元にはございませんが、今年度の採用試験合格者1名、2年前の合格者1名が特別免許状を保有しています。臨時免許状については、現在府に発行を依頼している事例は私の記憶する限りありません。

【上原教務部長】 基本的には免許保有者を中心に対応しております。

【古川委員】 観点がやや異なるかもしれませんが、大学での説明会や、先ほど述べられたようなイベントの存在は非常に大きな意味を持ちます。学生は複数校を併願する傾向が増えており、説明内容次第で進路決定が左右されることも多くあります。そのため、働きやすさを重視する傾向が強い一方で、教員志望者は憧れの先生を目標に掲げ、自身の成長や研修など成長機会の提示が重要なキーワードになっているように感じます。

【上田教職員人事担当課長】 ありがとうございます。91ページの右下段では、今年度の採用試験受験者に大阪市受験理由を尋ねています。最多の回答は、大阪市への愛着や交通の利便性であり、地元出身や大阪市の学校との関わりを通じて職場への好意を抱いていることが挙げられます。次に、採用前後の研修の充実が第2の理由として選ばれています。アンケートのタイミングとしては受験前ですので一定の配慮はあるかもしれませんが、先生からご指摘いただいたように、自己成長と自己実現への意欲が強く、将来的に子どもへの教育に貢献したいという思いが教職志望者には非常に多いものと考えています。今後学校説明会などさまざまなPRの場を通じて、積極的な情報発信に努めたいと考えております。ありがとうございます。

【多田教育長】 皆様からいただきましたご意見を踏まえ、進めさせていただきます。総合教育会議は11月25日に予定しておりますので、それまでの間、市長への説明も事務局より適切に実施いたします。皆様におかれましても今後お気づきの点やご意見等ございました際は、事務局までご連絡いただけますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

協議題第19号『『学校園の働き方ビジョン』等について』を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

現行の働き方改革推進プランが今年度末で終了となること、また、今般の給特法等の改正に伴い、次期プラン策定に向けた素案として、「学校園の働き方ビジョン」と「学校園における働き方改革アクションプラン」について、9月26日の教育委員会会議でご説明させていただいた。その際にいただいたご意見に加え、この間、幼稚園、小学校、中学校それぞれの校園長会からも意見もいただいた。そういったことを受けて必要な調整を行い、「ビジョン」の内容を一部更新するとともに、「アクションプラン」の素案を取りまとめたので説明をさせていただく。

まずは、資料4ページからの「ビジョン」について、主に2点、前回から変更している点がある。14ページをご覧いただきたい。「ビジョン」の目指す姿として、働き方改革の取組により教員の負担が軽減され、教員の働きがいを高めて、多様な教員がいきいきと働く学校園を目指し、全ての子どもたちへのより良い教育の実現を図っていくものとしている。個々の教員に視点を置いた表現のみとなっていたことから、組織としての取組の視点を追加することとし、これを土台にこれから学校園の働きがいを実感できる場所となり、学校園のチームとしての組織力が向上することですべての子どもたちにもより良い教育を実現できるようということで表現を追記した。

次に2点目の変更点として、20ページをご覧いただきたい。今後追記することとしていたページになるが、国から今回の法改正を踏まえた教員の働き方改革に関する新たな指針が9月末に示されたことに伴い、本市の方針を整理して記載している。「ビジョン」については、この内容を最終案とし、今後行われる総合教育会議で市長ともご議論させていただいたのちに、教育委員会会議で最終決定してまいりたい。

次に「アクションプラン」について、ご説明する。資料21ページ以降が「学校園における働き方改革アクションプラン」の素案になる。前回ご説明させていただいた、30ページまでの概要や目標、活用方法については、大きな変更点はない。個別の具体的取組については、前回ご説明以降、担当課と必要な調整を行い、とりまとめてまいったので、全体版を素案として、この度お示しさせていただくものである。資料31ページをご覧いただきたい。今回の「アクションプラン」に掲載するすべての取組を一覧にまとめている。前回ご説明時に、「アクションプラン」については、教員一人ひとりが、業務上の課題に直面した

際にすぐ参照でき、改善に向けたヒントを得られる実用的なツールとなることをめざしている」と申し上げた。文部科学省の資料を参考に、学校園の1日に即した形で分類し、それぞれが学校園の業務に対応した負担軽減につながる内容を系統立てて記載をしている。全体として52項目の取組を記載しており、32ページ以降にそれぞれの取組ごとの個票を掲載しているが、本日は時間の都合上、個別取組の説明については割愛させていただく。「アクションプラン」の体裁として、一部ご紹介させていただく。資料32ページをご覧ください。個票では、取組ごとに、現状、課題、最終的にめざす姿、行動計画を記載している。また、ビジョンで目標達成を支える柱として示している「業務改革の視点」「人材育成の視点」「職場風土の視点」の3つの視点のうち、各取組がどの視点に資するかが一目で分かるようスタンプを表記している。

次に40ページをご覧ください。こちらでは、個票としては作成していないものの、働き方改革につながる取組については、学校の業務に対応したその他の取組や各学校園における取組事例として記載をしており、可能な限り学校園における働き方改革につながる取組を網羅したプランとなるよう作成をしている。なお、取組内容については、現時点での内容となっているので、今年度中に新たな動きがあった場合は、内容を変更する可能性がある。「アクションプラン」については、量が多くて恐縮であるが、ご一読いただいて、改めて今月末を目途にご意見をいただければと思う。いただいたご意見を踏まえ、内容を更新してまいりたいと存じる。

最後に概要版について、ご説明する。2ページをご覧ください。概要版については、前回から大きな変更点はないが、概要版①では「ビジョン」の更新に合わせ、資料右上の四角囲み内に「チームとしての組織力向上」を追記している。資料3ページの概要版②に記載しているアクションプランの主な取組について、繰り返しにはなるが、現時点での内容となっているので、今年度中に新たな動きがあった場合は、内容を変更してまいる。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 具体的なアクションプランを多数挙げておられ、すぐに実践できる内容となっており非常に良いものだと考えます。具体的なアクションプランに関してですが、内容を拝見すると、教育委員会として全体的に取り組む事項と、学校で実施する事項の双方が含まれているように見受けられました。これは教育委員会と学校が協働して取り組むため、双方を含めているという理解でよろしいでしょうか。

【坂本教職員給与・厚生担当課長】 ありがとうございます。ご指摘のとおり、教育委員会が主体的に取り組む事項を個票という形で記載しております。また、各学校園において校長の裁量により実施されている事例につきましては、先ほどご紹介した各校における取組事例として掲載し、各学校にもご参照いただき、取り入れていただける事項は取り入れていただきたいと考えております。また、それが全市的に教育委員会として推進すべきものであれば、個票として委員会の取組として整理していく考えでございます。

【上原教務部長】 補足いたします。現状、坂本が申し上げたとおりですが、例えば標準授業時数の見直しや教科担任制の推進などは、教育委員会が方向性を提示しますが、学校長の学校運営権限に基づき実施される表裏一体の側面があります。基本的には、教育委員会が進める取組と各学校の取組事例という構成にしていますが、教育委員会が推進する事項も学校との一体的な取組が必要な項目が多く、両面一体となっているものもあるとご理解いただければと思います。

【長谷川委員】 ありがとうございます。そのうえで、学校園で実施する取組について、数年後には必須となるものなのか、それとも学校内事情に合わせて適合するもののみを導入するのか、その点が明確に読み取れませんでしたので、可能であれば整理して示していただくと、学校側として対策が講じやすくなるかと考えます。

【上原教務部長】 ありがとうございます。ご指摘のとおり、例えばチーム担任制については、学級数が単学級の小学校等の場合、担任が1名のみという学年もあり、学校ごとに全て導入可能な項目、あるいは個別事情で導入困難な項目が存在します。そのため、各校の事情に応じて対応することが基本となると考えています。

【古川委員】 ご説明いただいた小学校の教科担任制についてですが、実際に大阪市ではありませんが、勤務している卒業生から、導入時には学校内で多少の抵抗感があったものの、取組が進むことで資質向上や働き方改革につながり、非常に良いと聞いております。今、長谷川委員がおっしゃったように、学校が前向きに推進していくような動きが生まれると良いと思います。具体的ではありませんが、そうした取組が実現できれば有意義だと考えます。

【上原教務部長】 ありがとうございます。特に小学校は学級単位になりがちですが、教員の資質向上や質の高い専科指導、各学級担任の研修にも資する面があり、取組導入は指導部を中心に推進しています。しかし、専科指導を担当する教員と担任との連携が増すこと等により抵抗感を持つ声もあります。そのため、31ページの15番で意識改革を項目と

して挙げており、好事例をデータベース化し各校で閲覧できるようにして、取組の向上に資する環境整備に努めております。

【赤木委員】 専科の教員、或いはスクールカウンセラーやスクールアドバイザー等、多様な人材がサポートすることで、教員の業務負担が軽減され、授業に専念できる理想的な体制に近づくと考えます。現時点では全校に浸透しているわけではないと思いますので、今後も推進いただきたいです。1点質問ですが、80ページに記載のサテライトオフィス活用について、総合教育センター内に設置されているサテライトオフィスの利用は教員の業務に含まれるのでしょうか。それとも単に場所提供ですか。具体的な活用の位置づけについてご教示ください。

【坂本教職員給与・厚生担当課長】 教職員もテレワーク的な形で業務を行うことができ、夏休みや学校閉庁日等を設定している関係もあり、総合教育センターで教材研究等も兼ねて、場所を提供するイメージです。

【赤木委員】 勤務日ということでしょうか。

【坂本教職員給与・厚生担当課長】 はい、勤務日です。

【赤木委員】 承知いたしました。

【長谷川委員】 専科について伺いたいのですが、子どもの意見を聞いたところ、専科の方が良いと感じており、授業が面白いと評して受け止めております。しかし、教員の立場に立つと、例えば理科の専科を5年間担当していたところ急に担任業務を全面的に担うことになる場合、負担が大きいと感じます。また、若手教員がこうした配置転換に直面した時、キャリアアップの観点からどのような影響があるか懸念しております。実際の課題解消策についてご存知であればご教示ください。

【上原教務部長】 ありがとうございます。今回のプランにも、教員一人ひとりの多様なキャリアプランや希望が実現可能となる制度構築を項目として挙げております。専科指導に長けた教員も多く、そうした方々がその道を進めるよう、人事異動の自己申告書に将来的に希望する役職や目指す姿などを記載できる欄を新設する予定です。また、小学校では研究主任が授業力向上と校内研修推進を担い、その後指導教諭や指導主事などの道もごさいます。意向を把握しながら人事配置に反映できるよう努め、全員がマネージャーになるのではなく、教科指導や研究、進路指導のスペシャリスト等、さまざまな領域でやりがいを持てる体制の構築をめざしています。

【多田教育長】 このアクションプランにつきましては、予定されている総合教育会

議の協議事項には含まれておりませんので、指針およびビジョンまでの内容で進めていく所存です。アクションプランに関しては、次回以降の教育委員会議で議論を重ね、成案としてまとめる予定です。素案の協議と合わせて、今後も推進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

(5) 多田教育長より閉会を宣告